

京都市長の権限に属する衛生事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第105号

京都市長の権限に属する衛生事務委任規則の一部を改正する規則

京都市長の権限に属する衛生事務委任規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項第86号中「指示」の右に「(食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令(以下この項及び第3条第6号において「政令」という。)第7条第1項の規定により処理することとされているものに限る。)」を加え、同項第87号中「命令」の右に「(政令第7条第1項の規定により処理することとされているものに限る。)」を加え、同項第88号中「公表」の右に「(政令第7条第1項の規定により処理することとされているものに限る。)」を加え、同項第89号及び第90号に次のただし書を加える。

ただし、政令第7条第1項の規定により処理することとされているものに限る。

第3条第6号に次のただし書を加える。

ただし、政令第7条第1項の規定により処理することとされているものに限る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)